

# 獣害に強いまちづくり

市内では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマなどの野生獣による農作物被害が多く発生し、農家の生産意欲の減退を招いています。また、農作物だけでなく家屋への侵入など生活環境被害もみられます。市では、今年4月からこれまで農業振興課の一係であった鳥獣害対策係を「鳥獣害対策室」とし、専門部署として独立。今年度の新規事業として、鳥獣侵入防止柵設置事業、獣害に強い里づくり事業等を行い、これまで以上に鳥獣害対策に取り組んでいきます。

## 増え続ける獣害被害

昨年度、市が取りまとめた「鳥獣類による農作物被害状況調査」によると、被害総面積は569haであり、市内の耕作面積の約18%が鳥獣害の被害に遭っていることとなります。

有害鳥獣捕獲状況(被害報告)による捕獲では、平成18年度にニホンジカが401頭、ニホンザルが48頭であったのが、22年度ではニホンジカ、750頭、ニホンザル63頭に増えています。

またここ数年アライグマやこれまでに市内では生息が確認されていなかったハクビシンの捕獲数も増加しています。これらは、ニホンザル同

様、農作物の被害だけでなく、住居侵入など生活環境にも影響が出ており、被害が拡大・深刻化しています。

## 鳥獣侵入防止柵設置事業

鳥獣害による農作物被害が増大するなか、安心して農業ができる環境を整備することを目的に、今年度緊急対策として鳥獣被害防止総合対策交付金を受け、鳥獣侵入防止柵の設置を行います。

この事業では、侵入防止柵の自力施工を行う場合に事業の対象となるため、昨年度に要望された集落が、納品された資材を使用して、防護柵を設置することとなります。



▲鳥獣侵入防止柵

## 獣害に強い里づくり事業

市と関係機関では、「集落環境点検」を推進しています。これは、野生

域ぐるみで取り組んで来られました

た。その中心的な役割を担っているのが5年前に農業施設整備を目的に組織された「相模まるごと保全隊」。現在25名で活動されている同団体は被害が深刻な獣害対策にも積極的に取り組んで来られました。

今回集落環境点検を行い、地域の課題として、荒地の草刈等の強化を挙げ、獣害に強い里づくり事業の助成を受け、草刈機「ハンマーナイフモア」を購入されました。

この草刈機は、3列に並んだハンマーナイフで草を刈りながら細かく粉碎していく機能を持ち、80センチ程度伸びた草木も刈ることが出来るため、従来の肩掛け式草刈機よりも作業効率が良いのが特徴です。

玉木幸一区長は、「市の提案を受け、今回草刈機を導入しましたが、こ



▶導入された機械で草刈を行う様子

◀相模まるごと保全隊のみなさん



れまでしんどかった草刈作業が楽に出来助かっています。

当区は早くから集落あげて野生獣の追い払いを行っていて、獣害対策は区にとっても重要な課題と位置づけています。今後も区民ひとり一人の小さな志によって継続した獣害対策に取り組んでいきたいです。」と今回の取組みと今後について語られました。

## 野生獣との共存のために

集落に出没する野生獣は、簡単にまた常に餌が得られる場所に執着する、完全な人の住環境エリア依存型になってしまっているため、集落の価値(餌場としての魅力)を下げる必

要があります。そのために、次のような防除対策を行っていただき、野生獣にとって魅力のない環境をつくりましょう。

- 餌場としての集落の魅力を下げる
- 餌付けになるようなことをしない
- 生ゴミや野菜くずを農地や山際に捨てない。
- 収穫の終わった野菜や果樹の残りを畑に残さない。
- お墓のお供え物は持ち帰る。
- 柿や栗をなり放題にしない。

## 見通しのよい集落をつくる

- 集落やその周辺に身を隠す場所が多いほど集落に定着します。
- 休耕地、荒廃地の管理を行いましょう。
- 集落周辺の間伐、枝打ち、草刈を行います。

◎野生獣の中でもサルについては次のような対策をお願いします

- サルに対して人や農地を怖いものと教える
- とにかく里に下りてきたサル達を山へ追い帰しましょう。サルの出没

動物の出没原因を正しく認識することによって、地域の課題を整理・再認識し、地域の実情に応じた対策を選択・実施するものです。

獣害に強い里づくり事業補助金は、各集落において、「集落環境点検」で明らかになった課題を解決する取り組みを実施する場合にその経費の一部を助成します。

## 地域ぐるみで獣害対策

● 相模区の事例  
7月末現在で10集落が事業申請されました。その中でもいち早く事業を実施された相模区の例を紹介します。

相模区は、以前から獣害対策を地

に対して速やかな対策として、ロケット花火等による組織的・計画的な追い上げを行いましょう。

- 防除しても被害が減らない場合  
最終手段として区・自治会長や農事改良組合長から「鳥獣捕獲依頼書」を提出していただき、捕獲に係る事務を行っています。
- 追い払い資材(ロケット花火)の提供  
ロケット花火用のサル鉄砲を作成していただくために、サンプル及び説明書の配布も行っています。
- 追い払い資材(エアガン等)の貸し出し  
貸出期間は一か月です。

◎獣害対策は人間の視点に立ったものです。「野生獣との共存」の視点を持ち、地域ぐるみで継続した被害対策が必要です。

市としても、今後も引き続き広報紙による「鳥獣害対策ニュース」やホームページ等で情報提供を行い、地域と連携し獣害対策に取り組んでまいります。

問い合わせ  
鳥獣害対策室 ☎65・0734  
☎63・4592